

三重県地域生活定着支援事業実施要領

1 目的

本事業は、高齢であり、又は障がい有るため、福祉的な支援を必要とする矯正施設（以下、「刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院」を指す。）退所（少年院については、出院。以下同じ。）予定者及び退所者等について、本人が矯正施設入所中から退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を津保護観察所と協働して進める三重県地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）を設置し、矯正施設、保護観察所等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、再び罪を犯さず地域において暮らすことができるよう必要な支援を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、三重県とする。

ただし、事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる民間団体等（社会福祉法人、NPO法人等）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

（1）センターの名称

センターの名称は、「三重県地域生活定着支援センター」とする。

（2）センターの事業内容

センターは津保護観察所、矯正施設、及び地域の関係機関と連携・協働し、以下の業務を行う。なお、事業を行う上では、「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」（平成21年5月27日社援総発第0527001号）に留意すること。

ア）矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行うコーディネート業務

イ）矯正施設退所者の施設等への定着支援を行うフォローアップ業務

ウ）矯正施設退所者等への福祉サービス等についての相談支援業務

エ) 地域のネットワークの構築と連携促進業務

センター、津保護観察所、受入先となる関係機関等による連絡会議等において、情報交換、対象者の退所後の生活についての検討を行うなど、恒常的な連携が確保できるよう努める。

また、矯正施設退所者等が継続した地域生活を送るために、地域の関係機関が適切な支援を実施できるよう、普段から会議や研修会を実施するなど連携及び地域の支援技術の向上に努める。

オ) 情報発信業務

センターは、本事業について、地域住民の理解が得られるよう普及啓発に努める。

(3) 実施体制

ア) 職員の配置

センターの職員は5名の配置を基本とし、業務の遂行に支障のないよう配置すること。また、その半数は、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者とする。

イ) センターの開所日等

原則、月曜日から金曜日までの週5日、1日8時間、週40時間の開所とする。

4 対象者

本事業が対象とする者は、次のとおりとする。

(1) 高齢であり、又は障がいをもつため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者であって、平成28年3月31日付け法務省保観第7号 法務省矯正局長・法務省保護局長通達「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について」の(別添)実施要領第2及び第7に定める者。

(2) その他、センターが福祉的な支援を必要とすると認める者。

5 実施上の留意事項

ア) 秘密の保持(対象者の個人情報の取扱)

本事業の実施に携わる職員は、対象者のプライバシーの保持に十分配

慮するとともに、業務上知り得た個人情報、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。特に対象者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明したうえで、対象者の了承を得ておくものとする。

また、対象者から同意が得られない場合等は、対象者と十分相談のうえ、情報を取り扱うこととする。

附則 この要領は、平成22年3月23日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。